

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（215））

2. 日時：平成29年7月18日 10時05分～10時45分

13時30分～18時25分

3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室、18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、岸野安全審査官、  
田尻安全審査官、津金安全審査官、永井安全審査官、中村安全審査官、  
日南川安全審査官、正岡安全審査官、三井安全審査官、吉村安全審査官、  
穂藤保安規定係長、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：石坂常務執行役員（発電管理室長） 他17名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第3条 設計基準対象施設の地盤」に係る液状化の可能性に関する検討方針、「第4条／第39条 地震による損傷の防止」及び「第5条／第40条 津波による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<主要な審査項目の説明スケジュール>

- 主要な審査項目の説明スケジュールについて、8月下旬までに提示する代表的な検討結果とそれ以降に提示する検討結果の内容がわかるように記載すること。
- 第三条、第四条、第五条等に係る検討項目の説明スケジュールについて、個別の論点のスケジュールとともに第四条及び第五条の全体スケジュールを記載すること。
- 主要な審査項目のうち、津波評価、基準津波の年超過確率の参照の備考には、正確な内容を記載すること。

<耐震設計の概要説明>

- まとめ資料における別添、別紙について、その位置付けや工事認可資料との対応関係を整理して提示すること。
- 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案について、これまでの審査状況がわかるように整理して提示すること。
- 建物・構築物の地震応答解析モデルについて、建設工認等の既工認と今回工認との相違点とその理由を整理して提示すること。
- 海水ポンプ系の電気ケーブル管の設置位置について整理して提示すること。

<耐津波設計の概要説明>

- 津波監視カメラについて、変更後の防潮堤ルートでの配置を示し、それぞれのカメラの役割を記載すること。
- これまでの審査における防潮堤関連のコメントについては、第三条、第四条、第五条に分類し、再度整理すること。
- 砂の巻き上げの検討について、参考文献の妥当性やその他手法との比較も考慮した上で、記載内容を再考すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 主要な審査項目の説明スケジュール
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（補足説明資料）